

同一指数世帯の優先順位

優先段階	条 件
第一段階	調整基準番号 26 に該当する世帯
第二段階	保育の利用基準指数の高い世帯
第三段階	階層低位順（同一階層の場合は、所得割課税額低位順。必要な税資料の提出がない場合、最高階層として選考する。）
第四段階	申込児を有償で預けている期間の長い世帯（転園申込の場合は、適用しない）
第五段階	世田谷区に住民登録し、引き続き居住している期間が長い世帯（保護者のどちらか長い期間を適用）
第六段階	類型間の優先順位（①～⑨の順） ①不存在等 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤居宅内労働 ⑥出産 ⑦就労内定・開業予定 ⑧求職 ⑨就学等